

議案第2号

令和5年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱

令和5年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜は、この要綱の定めるところによる。

1 募集の区分

川崎市立高等学校の募集の区分は、次表のとおりとする。

募 集 の 区 分	課 程
一般募集（共通選抜）	全日制の課程
	定時制の課程（昼間部）
一般募集（共通選抜・定通分割選抜）	定時制の課程（夜間）
特別募集（在県外国人等特別募集）	定時制の課程（昼間部）

2 志願資格

(1) 一般募集（共通選抜・定通分割選抜）

入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、平成20年4月1日以前に出生した者で次のアからエまでのいずれかに該当する者であって、かつ、川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年川崎市教育委員会規則第7号）に定める通学区域（以下「学区」という。）の要件を満たす者とする。

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下中学校」という。）を卒業又は終了した者

イ 中学校を令和5年3月31日までに卒業する見込み、又は修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者

エ 施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を令和5年3月31日までに修了する見込みの者

(2) 特別募集（在県外国人等特別募集）

在県外国人等特別募集に係る志願者は、前記（1）に該当する者であって、かつ、外国の国籍を有する者（難民として認定された者を含む。）で、入国後の在留期間が通算で6年以内の者（令和5年2月1日現在）とする。

なお、日本国籍を取得して6年以内の者（令和5年2月1日現在）は、外国の国籍を有する者とみなす。

3 学区の確認

学区の確認に関し必要な事項は、川崎市教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

4 募集の方法

(1) 一般募集（共通選抜・定通分割選抜）

一般募集は、各高等学校の各課程における学科ごとに行う。

(2) 特別募集（在県外国人等特別募集）

在県外国人等特別募集は、川崎市立川崎高等学校（定時制の課程普通科昼間部）において行う。

5 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

募集の区分	課 程	募 集 期 間	
		共通選抜	定通分割選抜
一 般 募 集	全日制の課程 定時制の課程（昼間部）	【郵送募集期間】 令和5年1月25日（水） から1月27日（金）まで（必着）	/
	定時制の課程（夜間）		
特別募集 （在県外国人 等特別募集）	定時制の課程（昼間部）	【窓口募集のみ】 令和5年1月30日（月） から2月1日（水）まで	/

6 志願

(1) 入学検定料の納付及び入学願書等の提出

志願者は、入学検定料を納付した上、志願先の高等学校の校長に、入学願書等を提出するものとする。

(2) 志願の範囲

志願は、募集期間を同じくするものについては、一つの募集区分の一つの高等学校の一つの学科に限る。

ただし、工業に関する学科にあつては、同じ高等学校の他の工業に関する学科に対し、第2希望として志願することを認める。

なお、令和5年度入学者選抜における国立、公立、私立高等学校（高等専門学校を含む。）又は特別支援学校の合格者は、定通分割選抜に志願することは認めない。

7 志願変更

(1) 志願変更の対象

志願の手続きを完了した者は、募集期間を同じくする他の公立高等学校が行う一般募集若しくは特別募集又は同じ高等学校の他の一般募集若しくは特別募集に志願変更することができる。

なお、前記6の（2）による第2希望については、志願時に第2希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。

(2) 志願変更の期間

志願変更期間は、次表のとおりとする。

課 程	志 願 変 更 の 期 間	
	共通選抜	定通分割選抜
全日制の課程 定時制の課程（昼間部）	令和5年2月6日（月） から2月8日（水）まで	
定時制の課程（夜間）		令和5年3月6日（月） 及び 3月7日（火）
特別募集 （在県外国人等特別募集）		

8 選抜の方法

- (1) 中学校の校長は、志願者の調査書を志願先の高等学校の校長に提出するものとする。
- (2) 高等学校の校長は、中学校の校長から提出された志願者に係る書類及び後記9の選抜のための検査の結果に基づいて、教育長が別に定める方法により選抜を行う。
- (3) 長期の欠席について、特別な事情を有する志願者の選抜の方法に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

9 選抜のための検査

(1) 一般募集（共通選抜・定通分割選抜）

全日制の課程及び定時制の課程においては、学力検査（原則として全日制は国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科、定時制は国語、数学及び外国語（英語）の3教科）及び面接並びに各高等学校が必要に応じて実施する特色検査（実技検査又は自己表現検査）とする。

また、定時制の課程の志願者のうち、18歳以上の者（令和5年4月1日現在）については、作文をもって学力検査に代えることができる。

なお、特色検査を実施するにあたって、全日制の課程においては、学力検査を3教科にまで減じることができるものとする。

(2) 特別募集（在県外国人等特別募集）

学力検査（国語、数学及び外国語（英語）の3教科）及び面接とする。

- (3) インフルエンザの罹患等、やむを得ない事情により一般募集（共通選抜）及び特別募集を志願する者のうち、学力検査又は作文（定時制の課程において、作文をもって学力検査に代える場合に限る。）の全てを受検できなかった志願者を対象として追検査を実施する。なお、追検査の方法等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

- (4) 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより、一般募集（共通選抜）及び特別募集（在県外国人等特別募集）を志願する者のうち、学力検査又は作文（定時制の課程において、作文をもって学力検査に代える場合に限る。）を受検できなかった志願者を対象として追加の検査を実施する。なお、追加の検査の方法等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

- (5) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の選抜のための検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。
- (6) 障害等のある志願者の選抜のための検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

10 検査等の期日

選抜のための検査の期日及び合格者の発表の期日は、次表のとおりとする。

(1) 一般募集（共通選抜）

課 程	学力検査の期日	面 接	特 色 検 査
全日制の課程	令和5年 2月14日（火）	令和5年 2月15日（水） 及び 2月16日（木）	令和5年 2月14日（火） から 2月16日（木） まで
定時制の課程 （昼間部・夜間）	合 格 発 表 の 期 日		
	令和5年 2月28日（火）		

(2) 一般募集（定通分割選抜）

課 程	学力検査の期日	面 接	特 色 検 査
定時制の課程 （夜間）	令和5年 3月10日（金）	令和5年 3月10日（金） 及び 3月13日（月）	令和5年 3月10日（金） 及び 3月13日（月）
	合 格 発 表 の 期 日		
	令和5年 3月17日（金）		

(3) 特別募集（在県外国人等特別募集）

課 程	学力検査の期日	面 接	特 色 検 査
定時制の課程 （昼間部）	令和5年 2月14日（火）	同 左	
	合 格 発 表 の 期 日		
	令和5年 2月28日（火）		

11 二次募集

教育長が必要と認める場合に、一般募集について次のとおり二次募集を行う。

(1) 志願資格

前記2に定める志願資格を有する者であつて、かつ、志願時において、令和5年度入学者選抜における国立、公立、私立高等学校（高等専門学校を含む。）又は特別支援学校の合格者になっていない者とする。

(2) 募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

区 分	課 程	募 集 期 間
一般募集 (二次募集)	全日制の課程 定時制の課程（昼間部）	令和5年3月2日（木）及び3月3日（金）
	定時制の課程（夜間）	令和5年3月22日（水）及び3月23日（木）

(3) 志願変更

志願変更することができる課程及びその期間は、次表のとおりとする。

区 分	課 程	志 願 変 更 期 間
一般募集 (二次募集)	全日制の課程 定時制の課程（昼間部）	令和5年3月6日（月）及び3月7日（火）
	定時制の課程（夜間）	令和5年3月24日（金）

(4) 検査の内容

ア 全日制の課程及び定時制の課程（昼間部）については、国語、数学、外国語（英語）の3教科の学力検査を実施する。また、当該高等学校の校長が必要と認めるときは、面接を実施することができる。

イ 定時制の課程（夜間）については、面接を実施する。

(5) 検査等の期日

検査等の期日は、次表のとおりとする。

区 分	課 程	学力検査の期日	面接の期日	合格発表の期日
一般募集 (二次募集)	全日制の課程 定時制の課程（昼間部）	令和5年 3月9日（木）	同 左	令和5年 3月15日（水）
	定時制の課程（夜間）		令和5年 3月27日（月）	令和5年 3月29日（水）

1 2 入学の許可

(1) 入学の許可は、合格者に高等学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。

(2) 高等学校の校長は、志願又は選抜のための検査等に際して、不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

1 3 入学手続

(1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。

- (2) 高等学校の校長は、前記(1)の手続を行わなかった者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

1.4 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、川崎市立の高等学校の入学者の募集及び選抜に関して必要な事項は、教育長が別に定める。